

条例等の一部改正の概要

近年、加工食品や外食の需要拡大、通販、産地直送の多様化など、食品流通の状況が大きく変化してきております。そうした状況を踏まえ、生産者の所得向上、消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場においても創意工夫を生かした取り組み、流通の合理化と取引の適正化を図る必要があることから卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が、平成 30 年 6 月 22 日交付され、令和 2 年 6 月 21 日に改正後の卸売市場法が施行されます。

大洗町地方卸売市場条例等の根拠法である卸売市場法において、改正後は生鮮水産物等の公正な取引の場として、6 つの共通ルールを遵守し、産地市場における公正かつ安定的な業務運営を行える地方卸売市場として、茨城県知事が認定・公表し、指導・検査監督することになります。また、卸売市場法で定められていた取引ルールが大幅に削減され、卸売市場ごとに関係者の意見を聴くなど、公正な手続きを踏めば、共通ルールに反しない範囲において、独自のその他取引ルールを定めることができます。

大洗町地方卸売市場の取引ルール等は、卸売市場法上の「業務規程」である大洗町地方卸売市場条例及び同施行規則において定めていることから、改正後の卸売市場法の趣旨を踏まえ、当該条例等の改正を行いました。

【共通ルール】

売買取引の原則	市場における売買取引は公正かつ効率的でなければならない。	条例第 18 条
差別的取扱いの禁止	・取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。(開設者)	条例第 5 条
	・出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。(卸売業者)	条例第 25 条
売買取引の方法	条例に定められた方法により卸売をすること。(卸売業者)	条例第 26 条
売買取引の条件の公表	取扱品目その他売買取引の条件等を公表すること。(卸売業者)	条例第 33 条
決済の確保	・条例に定められた方法により決済を行うこと。(卸売業者)	条例第 31 条
	・卸売業者は事業報告書を作成し、財務に関する部分を閲覧させること。	条例第 35 条
売買取引の結果等の公表	卸売の予定数量、卸売終了後に数量及び価格その他売買取引の結果等を公表すること。(開設者及び卸売業者)	条例第 34 条 条例第 34 条-2

その他取引ルールを定めるに当たっては、令和元年 12 月に卸売業者及び買受人に対し、大洗町地方卸売市場運営委員会において卸売市場法改正の内容の説明、並びにその他取引ルールに関して協議を行ったほか、令和 2 年 1 月に条例等の改正の方向性について審議いただきました。

基本的には、産地市場における公正かつ安定的な業務運営を継続するため、共通ルールを遵守するとともに現行の取引規制を維持することとしました。